

第52号

社協だより

発行日：平成29年12月15日

発行所：社会福祉法人喜界町社会福祉協議会

〒891-6201

喜界町赤連22番地（老人福祉センター内）

Tel 65-0887・0449

<http://kikai-shakyo.org/>



9月の豪雨災害により住家11世帯、1施設が床上浸水の被害を受けた。その中でも被害が大きかった上督 操さん宅の土砂搬出作業を喜界高校バスケットボール部員及び顧問、社協職員で行った。上督さんは「ボランティアが来てくれて本当に助かりました。1日も早く自宅に住めるよう頑張っていきます。」と話していました。

平成29年9月4日の大雨災害による床上浸水（住家11世帯22名、1施設6名）、また平成29年10月28日の台風22号による家屋半壊の世帯（1世帯1名）に対して、社会福祉協議会では直島会長が被災者宅を訪問し、日本赤十字社から救援物資と併せて共同募金委員会及び社会福祉協議会からのお見舞いを渡しました。被災された皆様方にお見舞い申し上げます。



復旧支援に高校生

ボランティア大活躍

第22回 歳末たすけあいチャリティーゴルフ大会

毎年恒例となりました歳末たすけあいチャリティーゴルフ大会も、今年で22回目を迎えました。

時期的に多くの行事が重なる中で、若年者は26歳から、年長者は76歳の方まで63名のご参加を頂くことができました。

今年のチャリティー募金額は、昨年の実績額を約9,000円上回る78,684円でした。

チャリティーに協賛頂いた企業の皆様並びに参加頂いたゴルファーの皆様には心から御礼申し上げます。

今後とも協力お願い申し上げます。



大会優勝を飾った 平島 文麿氏



協力企業（順不同・敬称略）

Aコープ喜界店・喜界島酒造
喜界郵便局・喜禎運送店
ショッピングセンターふくり
郡石油・深水モータース
ゆたか商事・吉川商店

街頭募金始まります!!!

12月20日(水)~24日(日)の期間

募金活動内容

街頭募金をはじめチャリティーゴルフ大会、商店に設置した募金箱に寄せられた募金を、各集落の民生委員のご協力により調査していただき、配分委員会にて対象者や配分金を決定しております。

歳末たすけあい募金とは

赤い羽根共同募金運動の一環で、新たな年を迎える時期に、その地域の中で支援を必要としている人々が安心して暮らすことができるようにとおこなわれる募金活動です。



募金の使い道は？

町内に居住し、在宅で介護を受けている要介護3以上の寝たきりの方にオムツ代の支援として、全額配分いたします。

心肺蘇生・AEDの使用方法について



社会福祉協議会では、平成29年8月29日老人福祉センターで心肺蘇生・AEDの使用方法について喜界消防分署職員にご協力を頂き、職員研修会を実施しました。

①対象者を発見したら、協力者を呼び119番通報とAEDの準備をする。

※確実に動くよう指名して依頼する。

※119番通報時、センターの判断でドクターヘリが出動する可能性がある。

②呼吸を7秒間程度確認し、呼吸がなければ心臓マッサージを開始する。

※胸骨が5cm程度沈むように。

※1分間に100～120回を目安とし、絶え間なく行う。

※ベッド等下が柔らかい場合は、床に降ろして実施。

※体動があるなど、明らかに反動があるまで続ける。

③AED到着後、音声に従い装着する。

※心臓マッサージの手を止めないよう装着する。

※ショック後、心臓マッサージを再開する。

年に1回程度の周期で研修会を行っていますが、繰り返ししないと忘れてしまう様です。今後も研修を積み上げて習熟したいと思います。

平成29年度 介護職員チームリーダー養成研修会

12月4日に鹿児島県社協の行うチームリーダー養成研修を役場コミュニティホールで開催しました。これは介護事業所に勤務する中堅職員又は管理職員を対象にした研修で、今回は産業カウンセラー武井遼氏より、ストレスマネジメント（職場のストレスケア）について講話をして頂きました。皆で取り組むと効果があるメンタルヘルスケアは2種類あります。

セルフケア 自分の身体的、精神的状態やストレスになるものを把握し、自分で予防や治療・ケアをすること

ラインケア 職場におけるストレスコントロール。物理的環境や心理的環境を調整し、不調者の兆候を早期発見し、早期治療やアフターケアへ繋げること

部下や同僚の「いつもと違う」部分に気づき、早期対応に繋げることが大切です。セルフケアももちろん大事ですが、ストレス関連の疾患は発症していても自分では気づきにくいことも多く、周囲の気づきや声かけがきっかけで、自分自身の体調不良に気づく場合もあります。また、職場でのストレスケアが行われないと、セルフケアをどれだけやっても効果は薄くなってしまいます。人と話すこともストレスの対処法です。

仲間の「いつもと違う」と気づいた時は、まず一言、声かけをお願いします。



♡ 児童・生徒のふれあいボランティア事業 ♡

平成29年11月15日喜界小学校で3名、12月5日早町小学校で1名の児童にボランティア活動認定証が交付されました。この活動は、ボランティア活動や美化作業や地域行事に参加した場合にポイントがもらえ、10ポイントでボランティア活動認定証の交付をしています。(受賞者:喜界小学校4年 酒井樹里さん、永山唯斗さん 2年 竹田想良さん。早町小学校1年 川村結愛さん)

※酒井樹里さんは20ポイント達成です。みなさんおめでとうございます♪



ボランティア活動認定証交付式の様子

はたち会からご寄付頂きました



旧中学校区の卒業生で組織される「はたち会(昭和20年生)」の全国ふるさと同窓会が去る10月25・26日に喜界第一ホテルで盛大に開催されました。73のつどい・ふるさと大会は記念大会として、全国から86名が集い、久しぶりの再会に健在ぶりを喜びあっていた。お互いのふるさとへの思いを何かにしたいたのことから、「社会福祉事業に役立てて欲しい」と役員3名が社協を訪れ、寄付をして下さいました。寄付金は地域福祉事業に活用させて頂きます。

「はたち会」の関係者の皆様に心からお礼申し上げます。ありがとうございました。

年末年始の営業日のご案内

今年1年大変お世話になりました。年末年始の営業日を下記のとおりご案内いたします。

《訪問介護事業所(身障ヘルパー)》	： 通常通り営業	58-6628
《小規模多機能ホーム十五夜》	： 通常通り営業	55-3939
《訪問入浴介護事業所》	： 1月 1日～1月3日	休業
《社協事務所(くらし・しごとサポート)》	： 12月30日～1月3日	休業
《居宅介護支援事業所》	： 12月30日～1月3日	休業
《福祉用具貸与事業所》	： 12月30日～1月3日	休業
《相談支援事業所》	： 12月30日～1月3日	休業



明るる年も変わらぬご指導ご鞭撻のほど

よろしく願い申し上げます。

* 生活福祉資金貸付制度 *

町内に住居し、市町村民税が均等割り以下の世帯、障害者世帯、高齢者世帯に対し、資金の貸付と民生委員児童委員により必要な援助指導を行うことにより、その世帯の経済的自立や社会参加の促進、生活の安定向上を図ることを目的とした制度です。

※資金種類 (1) 総合支援資金 (2) 福祉資金 (3) 教育支援資金 (4) 不動産担保型生活資金
【今回は(3)教育支援資金のご案内をさせていただきます。】

教育支援資金には**教育支援費**と**就学支度費**の2種類があります。

	教育支援費	就学支度費
対象世帯	低所得世帯	
貸付限度額・交付	<ul style="list-style-type: none"> ・高校(専修学校高等課程を含む) 月額 35,000×在学月数 ・高等専門学校 ・短期大学 月額 60,000×在学月数 ・大学 月額 65,000×在学月数 	500,000円 一括交付
貸付金利子	無利子	
据置期間	卒業後 6か月以内	
償還期間	20年以内(貸付金額により償還年数が異なります)	

○使途用途

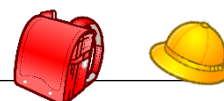
*教育支援資金

入学後に必要となる授業料、交通費、寮費など分割で納付するもの
 ※就学期間中の生活費についても対象となります。



*就学支度金

入学に際し必要な経費。
 入学金等、入学時に学校に納付する経費。
 制服、靴、体育着等学校指定で入学時に購入するものや教科書、参考書等入学時に一括して購入するもの



○進学する学校が学校法人であることが原則です。また専門学校は学校法人でも就学期間が2年以上であることが条件となります。(2年未満の場合は福祉資金の福祉費での貸付対応となります。)

○借入申込者は学校に進学する本人です。連帯借受人は、世帯主(生計中心者)になります。

○他法他制度優先です。他の公的制度との併用は原則できません。但し、他制度のみでは就学が困難であると認められる場合は、差額が貸付対象となります。

○教育支援費は6か月ごとの分割交付、就学支度費は一括交付です。

○どちらも受付期間は原則2月～4月に限ります。

○もっと詳しい内容を聞きたい方は65-0449担当者：益までご連絡下さい。



☆ 新人職員の紹介 ☆



10月に喜界町に帰島し、社会福祉協議会で勤務しております藤元拓也です。福祉用具や共同募金を担当しています。皆さまの故郷を大事にする姿の跡継ぎになれるよう、これから先少しでも喜界町の地域福祉に貢献できたらと思っています。よろしくお願いいたします。



湾の槇麻亜美です。十五夜に配属され2ヶ月が経ちました。利用者さんの生活援助をさせて頂いています。まだまだこれからですが、利用者の想いに寄り添いながら頑張っていきたいと思えます。皆さん、是非お気軽に足を運んで下さい！



志戸桶の三田美梨沙です。自立相談支援員・日赤業務・ボランティア事業の担当をさせて頂きます。生活の中で困ったことがあれば解決に向けて少しでもお手伝いできるよう、これから励んでまいります。よろしくお願いいたします。

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償!!

平成29年度

ボランティア活動保険

全国200万人
加入!!

<http://www.fukushihoken.co.jp>

ふくしの保険

検索

(※)天災タイプでは、天災(地震、噴火または津波)に起因する被保険者自身のケガを補償しますが(天災危険担保特約条項)、賠償責任の補償については、天災に起因する場合は対象になりません。

保険金額

保険金の種類		プラン	Aプラン	Bプラン	
ケガの補償	死亡保険金		1,320万円	1,800万円	
	後遺障害保険金		1,320万円 (限度額)	1,800万円 (限度額)	
	入院保険金日額		6,500円	10,000円	
	手術 保険金	入院中の手術		65,000円	100,000円
		外来の手術		32,500円	50,000円
	通院保険金日額		4,000円	6,000円	
	特定感染症の補償		上記後遺障害、入院、通院の各補償金額(保険金額)に同じ		
賠償責任	葬祭費用保険金 (特定感染症)		300万円(限度額)		
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)		

年間保険料(1名あたり)

タイプ	プラン	Aプラン	Bプラン
基本タイプ		350円	510円
天災タイプ(※) (基本タイプ+地震・噴火・津波)		500円	710円

保険金をお支払いする主な例



ボランティア行食用保険

(傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険)

送迎サービス補償

(傷害保険)

福祉サービス総合補償

(傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険(オプション))

● このご案内は概要を説明したものです。お申込み、詳しい内容のお問い合わせは、あなたの地域の社会福祉協議会へ ●

団体契約者 社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉損害保険ジャパン日本興亜株式会社 医療・福祉開発部 第二課
TEL: 03 (3349) 5137
受付時間: 平日の9:00~17:00 (土日・祝日、12/31~1/3を除きます。)

取扱代理店 株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03 (3581) 4667 FAX: 03 (3581) 4763
営業時間: 平日の9:30~17:30 (12/29~1/3を除きます。)

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一括して締結する団体契約です。



この広報誌は、赤い羽根共同募金の配分金が活用されています。